



事務連絡  
令和7年2月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各国公私立大学事務局  
各国公私立高等専門学校事務局  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
高等専門学校を置く各公立大学法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省医政局医療経営支援課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（依頼）

標記のことについて、令和7年1月17日付け医薬薬審発0117第5号で厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から別添のとおり依頼がありました。

ついては、別添「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和7年1月17日付け医薬発第0117第1号厚生労働省医薬局長通知）及び「室内空气中化学物質測定マニュアル（統合版）について」（令和7年1月17日付け医薬薬審発0117第4号厚生労働省医薬品審査管理課長通知）の趣旨を御理解するとともに、下記に御留意の上、学校環境衛生活動の推進を図るなど、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、関係各位におかれましては、設置する大学等や所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法等については、貴課等において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

## 記

1. 文部科学省においては、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、「学校環境衛生基準（令和六年文部科学省告示第五十四号）」を定めているところですが、室内空气中化学物質の室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しを踏まえ、令和8年4月頃に、「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値及び検査方法等を見直すことを検討しています。
2. 「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値を見直す予定であることも踏まえ、別添のとおり、令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、ご協力をお願いします。



(本件担当)

電話：03-5253-4111（代表）

○文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健管理係（内線 2976）

○文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

施設企画課 指導第二係（内線 2292）



別添 1

医薬発 0117 第 1 号  
令和 7 年 1 月 17 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区区長

 殿

厚生労働省医薬局長  
( 公 印 省 略 )

### 室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について

厚生労働省では、関係省庁と連携して、シックハウス対策の総合的な推進に取り組んでおり、これまでにホルムアルデヒド等の室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（平成 12 年 6 月 30 日付け生衛発第 1093 号厚生省生活衛生局長通知。以下「平成 12 年第 1093 号通知」という。）、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び総揮発性有機化合物の室内濃度暫定目標値等について」（平成 12 年 12 月 22 日付け生衛発第 1852 号厚生省生活衛生局長通知。以下「平成 12 年第 1852 号通知」という。）、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」（平成 13 年 7 月 25 日付け医薬発第 828 号厚生労働省医薬局長通知。以下「平成 13 年通知」という。）、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（平成 14 年 2 月 7 日付け医薬発第 0207002 号厚生労働省医薬局長通知。）及び「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」（平成 31 年 1 月 17 日付け薬生発 0117 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により、示してきたところです。

今般、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」において、令和 7 年 1 月 17 日付けで新たに「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 中間報告書—第 24 回～第 28 回までのまとめ」が取りまとめられたことを踏まえ、室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について下記のとおり取りまとめましたので、建築物衛生その他の生活環境政策の推進に活用していただくとともに、貴管内の関係団体、住民等への周知をお願いします。

記

1. 室内空气中化学物質の室内濃度指針値等について

今般、最新の知見に基づいてエチルベンゼンの有害性評価を実施し、エチルベンゼンの室内濃度指針値を  $3,800 \mu\text{g}/\text{m}^3$  から  $370 \mu\text{g}/\text{m}^3$  に改定したので、他の室内濃度指針値を定めた物質とともに次表に示す。なお、エチルベンゼンの有害性評価の詳細は別添に示すとおりである。

室内濃度指針値は公衆衛生の観点から、化学物質の不必要な暴露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されるようにすることを目的に、関係者がシックハウス対策に取り組むにあたって参考にしていただきたい値として策定しているものである。令和8年3月末を目標に、エチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう、関係者各位のご協力をお願いするものである。

表

化学物質名	毒性指標	室内濃度指針値 <sup>(注1)</sup>	室内濃度指針値の設定日及び改定日
ホルムアルデヒド	ヒト吸入暴露における鼻咽頭粘膜への刺激	$100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	設定日： 平成9年6月13日
アセトアルデヒド	ラットの経気道暴露における鼻咽頭嗅覚上皮への影響	$48 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	設定日： 平成14年1月22日
トルエン	ヒト吸入暴露における神経行動機能及び生殖発生への影響	$260 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	設定日： 平成12年6月26日
キシレン	ヒトにおける長期間職業暴露による中枢神経系への影響	$200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	設定日： 平成12年6月26日 改定日： 平成31年1月17日
エチルベンゼン	ラット吸入暴露における聴覚への影響	$370 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm)	設定日： 平成12年12月15日 改定日： 令和7年1月17日
スチレン	ラット吸入暴露における脳や肝臓への影響	$220 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	設定日： 平成12年12月15日
パラジクロロベンゼン	ビーグル犬経口暴露における肝臓及び腎臓等への影響	$240 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	設定日： 平成12年6月26日
テトラデカン	C <sub>8</sub> -C <sub>16</sub> 混合物のラット経口暴露における肝臓への影響	$330 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	設定日： 平成13年7月5日

クロルピリホス	母ラット経口暴露における新生児の神経発達への影響及び新生児脳への形態学的影響	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 但し小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	設定日： 平成12年12月15日
フェノブカルブ	ラットの経口暴露におけるコリンエステラーゼ活性などへの影響	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	設定日： 平成14年1月22日
ダイアジノン	ラット吸入暴露における血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性への影響	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	設定日： 平成13年7月5日
フタル酸ジ-n-ブチル	ラットの生殖・発生毒性についての影響	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	設定日： 平成12年12月15日 改定日： 平成31年1月17日
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	ラットの雄生殖器系への影響	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb) (注2)	設定日： 平成13年7月5日 改定日： 平成31年1月17日

総揮発性有機化合物量(TVOC)	国内の室内VOC実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定	暫定目標値 (注3) 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	設定日： 平成12年12月15日
------------------	--------------------------------------	--	---------------------

(注1) 両単位の換算は、25°Cの場合による

(注2) フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの蒸気圧については  $1.3 \times 10^{-5}\text{Pa}$  (25°C) ~  $8.6 \times 10^{-4}\text{Pa}$  (20°C) など多数の文献値があり、これらの換算濃度はそれぞれ 0.12 ~ 8.5ppb 相当である。

(注3) この数値は、国内家屋の室内VOC実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値である。TVOC 暫定目標値は、室内空気質の個別の揮発性有機化合物 (VOC) を総合的に考慮した目安として利用されることが期待されるが、毒性学的知見から決定したものではなく、含まれる物質の全てに健康影響が懸念されるわけではない。また、個別のVOC室内濃度指針値とは独立に扱われなければならない。

## 2. 室内空气中化学物質の標準的測定方法について

今般、これまで冒頭記載の通知で示してきた標準的測定方法を一つに統合するとともに、試料採取条件の定義の記載整備等の改訂を行った。改訂後の「室内空气中化学物質の測定マニュアル (統合版)」を「室内空气中化学物質の測定マニュアル (統合版)」について (令和7年1月17日付け医薬薬審発0117第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知、以下「測定マニュアル (統合版)」という。) で示し

ているため、そちらを参照されたい。

なお、本通知の発出に伴い、本通知の発出の日以降、平成 12 年第 1093 号通知、平成 12 年第 1852 号通知及び平成 13 年通知に示す VOC の標準的測定方法のうち、容器採取ーガスクロマトグラフ／質量分析法は適用しないこととする。ただし、本通知の発出の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における室内空气中化学物質の標準的測定方法についてはなお従前の例によることができる。

また、本通知の発出に伴い、本通知の発出の日以降、平成 12 年第 1852 号通知の 4. 及び別添 5 で示していた「室内空气中化学物質測定に関する機器等目録について」についても適用しないこととする。測定の目的が室内濃度指針値を満たしているか否かを厳密に判定することにある場合には、測定マニュアル（統合版）に示す室内空气中化学物質の標準的測定方法をもって行う必要がある。

(別添)

### エチルベンゼンの有害性評価について

エチルベンゼンについては、ラットを用いた 13 週間反復吸入投与試験 (Gagnaire et al., 2007) をキースタディに選定した。本試験では、蝸牛の中低周波領域にあるコルチ器の外有毛細胞の消失が最低用量である 200 ppm 以上から確認されたため、LOAEL を 200 ppm と判断した。LOAEL 200 ppm を連続暴露補正した 42.9 ppm を、不確実係数積 500 (種間差 2.5、個体差 10、試験期間 2、LOAEL 採用 10) で除した 0.0858 ppm ( $370 \mu\text{g}/\text{m}^3$  に相当 (25°C における換算値)) をエチルベンゼンの有害性評価値とした。

## < 疑義紹介例 >

Q：令和7年1月17日にエチルベンゼンの室内濃度指針値が改定され学校環境衛生基準の基準値も見直されると通達が届いています。  
そこで県立学校の検査を検討しているが、学校環境衛生管理マニュアルには、エチルベンゼンの検査は、「必要と認める場合に毎学年1回定期に行う」なお、「必要と認める場合とは、エチルベンゼンの使用が疑われる場合」を指すと記載されています。  
これは、接着剤や塗料の溶剤を使用する場合と考えたらよいでしょうか。(美術室や工業高校の実習室が該当すると思っています)  
通常の教室は必要ないでしょうか。

A (日薬回答)：

マニュアルにはエチルベンゼンの検査は、「必要と認める場合に毎学年1回定期に行う」なお、「必要と認める場合とは、エチルベンゼンの使用が疑われる場合」を指すとありますが、**過去の検査結果が著しく基準値を下回っている備品の搬入や改装等のない普通教室を除いて**今年、来年で一度は検査を行っておくとよいと考えます。  
美術室や工業高校の実習室に含めて音楽室、図工室、体育館等、発生が予想される場所と考えます。

## < 参考意見 >

令和7年1月17日に厚生労働省より「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」の取りまとめが通知されました。  
これを受け令和7年2月21日付けで文部科学省より同通知での室内濃度指針値の改定及び標準的測定方法の見直しを踏まえ令和8年4月頃に「学校環境衛生基準」における揮発性有機化合物の基準値及び検査方法等を見直すことを検討していること。  
また、見直す予定であることから令和8年3月末を目標にエチルベンゼンの新室内濃度指針値に対応するための取組を進めていただくよう協力願います。との依頼文書(事務連絡)が出されています。  
そのため、対応としては平成31年1月17日のキシレンの基準値の見直しと同様と考えて対応していただければと考えます。  
エチルベンゼンはほとんどがスチレンの原料として使われているほか、内装材料の施工用接着剤や塗料の溶剤や希釈材として用いられるほか、防腐剤にも用いられ、広く使用されていることから一度は正規法で検査を行い著しく基準値を下回る(基準値の半分以下)ことを確認すべきと考えます。  
マニュアルにはエチルベンゼンの検査は、「必要と認める場合に毎学年1回定期に行う」なお、「必要と認める場合とは、エチルベンゼンの使用が疑われる場合」を指すとありますが、「使用が疑われる」ことを特定することは非常に難しく、ましてや使用していないと言い切れるかはさらに難しいと思われまますので今年、来年で一度は検査を行っておくとよいと考えます。又、美術室や工業高校の実習室に特化するのではなく普通教室、音楽室、図工室、体育館等、発生が予想される場所を対象とするとされています。  
パッシブ法であればトルエン以下の5成分については同じサンプラーで検査可能です。